

移動等円滑化取組報告書（航空機）

（2020年度）

住 所 福岡県北九州市小倉南区空港北町6番
 北九州空港スターフライヤー本社ビル
 事業者名 株式会社スターフライヤー
 代表者名 代表取締役 社長執行役員 白水 政治

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（1）移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 航空機を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる航空機	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
機材の更新	・今後、新たに導入する機材については、移動等円滑化基準を満たした機材を導入する。	・新たに導入する機材は無かったが、今後導入する機材について、移動等円滑化基準を満たせるよう検討を実施。

② 航空機を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
介助支援器具の導入の検討	・お客様のニーズに合った多様な車いすや、当社便における機内での座位維持のための補助物品（アシストシート、サポートベルト等）の導入を検討する。（2020年度）	・2019年度に導入した木製車椅子の有効性の確認、追加配備の検討を実施。 ・会社所有のチャイルドシート、アシストシートの導入を検討した。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
情報提供の充実化	<ul style="list-style-type: none"> ・ウェブサイトにおいて、 ＜国際線＞ 提供される情報や機能を支障なく利用出来るよう案内を充実させ、利用者が事前に情報を入手しやすいアクセシブルな体制を検討・改修する。(2020年度) ＜国内線＞ 障がい者や高齢者等にとって、より見やすいウェブサイトを目指し、全体的なブラッシュアップを検討・実施する。(2020年度) 	<ul style="list-style-type: none"> ・国際線・国内線双方において、ウェブサイトの改修を実施。新型コロナウイルス感染症対策についての取組に関する特別ページを作成し、広く周知を図った。
すべての利用者にやさしい空間設計	<ul style="list-style-type: none"> ・空港施設において、待機位置の明確化を図り、カウンター、自動チェックイン機前の足元案内の掲示を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ソーシャルディスタンスに関する取組の一環として、明確に待機位置が認識ができるよう、カウンター、自動チェックイン機前、搭乗口前の足元案内の掲示を実施。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
接客教育の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス介助士資格を持つ教官により、教育内容の見直しを実施し、ユニバーサルマインドに基づいた適切な知識・介助技術の付与を目的とした教育を行い、サービス品質の向上を図る。 ・ユニバーサルマナー検定2・3級未受講者の資格取得に向けて検討する。(2020年度) ・指導教官全員(休職者を除く)のサービス介助士資格取得に向けて検討する。(2020年度) 	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス介助士資格を持つ教官により、知識・技能の向上を図る訓練を実施。 ・e-learningにより、旅客係員に対するユニバーサル教育を実施し、知識の維持向上に努めた。 ・ユニバーサルマナー検定の受講については、新型コロナウイルス感染症の影響による講座・試験の中止に伴い受講できなかった。 ・サービス介助士資格取得についても同様。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての航空機の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

・高齢者、障がい者等の方を優先的に案内するため、搭乗ゲート等において一般の方への理解と協力を求めるアナウンスを実施する。
 ■搭乗ゲートにおいて、配慮を要する旅客等の優先的な案内についてのアナウンスを実施し、一般の方への理解と協力を求めることのできる体制を確立した。
 ・空港係員と客室乗務員のそれぞれの教育訓練を行う部門は、お互いに連携し、情報共有およびシームレスな接遇サービスが提供できる体制を構築する。
 ■客室乗務員のアナウンス教育におけるノウハウを空港係員のアナウンス教育に活かすことができるよう連携を実施した。シームレスな情報共有・サービスの提供ができる体制の構築についても引き続き検討した。

(3) 報告書の公表の方法

・当社ウェブページで公表。

(4) その他

II 航空機の移動等円滑化の達成状況

(2021年3月31日現在)

事業の用に供している航空機数	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した航空機数	客席数が30以上の航空機数	可動式ひじ掛けのある航空機数	運航情報提供設備を備えた航空機数	客席数が60以上の航空機数	車椅子を備えた航空機数	通路が2以上の航空機数	障害者対応型便所を備えた航空機数
13機	13機	13機	13機	13機	13機	13機	0機	0機

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	○

(第12号様式)

注1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した航空機数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している航空機の数を入力すること。

2. 可動式ひじ掛けのある航空機数の欄には、客席数が30以上の航空機のうち、公共交通移動等円滑化基準省令第64条の基準に適合しているものの数を入力すること。

3. 運航情報提供設備を備えた航空機数の欄には、客席数が30以上の航空機のうち、公共交通移動等円滑化基準省令第66条の基準に適合しているものの数を入力すること。

4. 車椅子を備えた航空機数の欄には、客席数が60以上の航空機のうち、公共交通移動等円滑化基準省令第65条の基準に適合しているものの数を入力すること。

5. 障害者対応型便所を備えた航空機数の欄には、通路が2以上の航空機のうち、公共交通移動等円滑化基準省令第67条の基準に適合しているものの数を入力すること。

6. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を入力すること。

7. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。

8. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。